

蒲郡市創業支援事業費補助金 のご案内

蒲郡市内で創業して間もない方・
創業予定の方に、創業にかかる
各種費用の一部を補助します！



補助対象者 (※注)	<u>下記のすべてを満たす個人または法人</u> ・市内で創業後5年以内、又は今年度2月末までに市内で創業予定。 ・市内に主たる事業所または本店がある。(設置予定でも可) ・市税の納税義務者であり、市税の未納がない。(納税予定でも可) ・過去にこの補助金の交付を受けていない。
補助対象 経費	<u>創業及び創業後の営業に必要となる各種費用</u> ・詳細は裏面をご覧ください。 ・事前申請が必要です。 - 補助決定前に支払い済の費用は補助対象になりません。
補助率・ 上限額	<u>補助率は補助対象経費の1／2、補助上限額20万円</u> ・さらに、条件(※)を満たした方は補助上限額を50万円に引き上げ！ ※がまごおり創業支援ネットワークの創業支援証明書を提出すること
申請期間	<u>令和8年1月30日(金曜日)まで</u> ・ただし、補助申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。
お申込み・ お問合せ先	〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市役所 産業振興部産業政策課 商工振興係 宛 TEL:0533-66-1119 FAX:0533-66-1188 メール:shoko@city.gamagori.lg.jp HP:「蒲郡市 創業支援補助金」で検索 または右の QR コードからご覧ください。 

※注 暴力団員及び関係者、風俗営業、フランチャイズ形式、宗教・政治活動に関する創業は補助対象外

補助対象経費の例

※詳しくは市 HP・

公募要領をご確認ください。

○官公庁への申請書類の作成 及び提出に係る経費

- ・登録免許税
- ・定款の認証手数料
- ・司法書士等への委託報酬



○店舗・事務所に設置する 備品購入費

※リース品、単価3万円未満は不可

- ・パソコン
- ・複合機
- ・防犯カメラ
- ・業種固有設備



○店舗・事務所の内装工事費

- ・内装デザイン、設計費
- ・内装の仮設、撤去、造作、
仕上げ等にかかる工事費



○店舗・事務所の外装工事費

- ・外装デザイン、設計費
- ・外壁塗装、修繕
- ・照明、フェンス等設置



○店舗・事務所の設備工事費

- ・設備設計費
- ・電気工事
- ・ガス工事
- ・給排水工事
- ・空調工事
- ・排気工事



○広報費、広告宣伝費

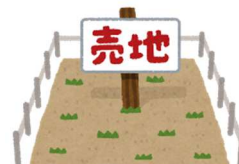
- ・折り込み広告
- ・雑誌等誌面への広告
- ・Web 広告
- ・HP 作成



○店舗・事務所の土地・建物にかかる初期費用

※分割払いの費用（契約時を除く）や、契約満了時に返還される費用（敷金等）は不可

- ・購入時の初期費用（購入代金のうち初回の費用、仲介手数料、司法書士報酬など）
- ・賃借時の初期費用（前家賃、礼金、仲介手数料、火災保険料など）



補助金支払いまでの流れ

① 事前に交付申請

※交付決定前に支払った経費は補助対象外

② 交付決定後、補助事業を実施

③ 購入・実施・支払いの完了後、30日以内 に実績報告書・補助金請求書を提出

④ 補助確定審査

→ 市役所から補助金支払い

蒲郡市では、創業をお考えの皆さまを
支援する各種事業を実施中です。

- ・市内の空き物件を紹介する
「蒲郡市空家・空き店舗バンク」
- ・創業計画、融資、補助金の総合窓口
「がまごおり創業支援ネットワーク」
- ・創業融資の付帯費用を補助する
「信用保証料補助金・利子補給補助金」

などなど！

お気軽にご相談ください♪

